

入札公告（説明書）

令和6年1月30日
東日本高速道路株式会社
関東支社長 千田 洋一

次のとおり簡易公募型プロポーザル方式について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるものほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和5年10月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告4-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	上信越自動車道 鰍沢地区落石対策詳細調査
1-2	業務概要	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書（案）』、『金抜設計書』又は『参考図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 関東支社長 千田 洋一
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20 (電話) 048-631-0020 (Mail) ki-r-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「有」
1-12	見積活用方式の有無	「有」
1-13	その他	特記事項なし

2. 入札手続き日程

	入札公告日	令和6年1月30日
2-1	審査基準日	本書2-3.に示す「参加表明書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和6年2月14日まで ※上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。
2-3	参加表明書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和6年2月14日16時00分まで ※共通入札公告4-3-1及び4-3-5～4-3-11に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕(6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 参加表明書（参加表明書様式1） (2) 技術資料（参加表明書様式2） (3) 業務実施体制（参加表明書様式3）
2-4	技術提案書の提出者の選定及び提出要請日	令和6年2月29日を予定 ※技術提案書の提出者に選定しない場合は、非選定通知書を送付します。

2-5	非選定通知にかかる理由の説明請求期限日	非選定の通知をした日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10 時 00 分から 16 時 00 分まで
2-6	技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和 6 年 3 月 21 日 16 時 00 分 ※共通入札公告 4-3-8～4-3-11 に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕(6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「令和 5・6 年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届〔指示書様式〕により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス〔赤〕』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正 1 部・副 3 部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 技術提案書（技術提案書様式 1） (2) 業務への取組み姿勢（技術提案書様式 2） (3) 特定テーマに対する技術提案（技術提案書様式 3） (4) 参考見積書（技術提案書様式 4）
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	<p>【実施期間】 令和 6 年 3 月 25 日 から 令和 6 年 4 月 12 日 までを予定</p> <p>【その他】 ヒアリングの実施日時は、上記の期間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、技術提案書様式 1 に記載された担当者宛て別途連絡を行う。</p>

2-8	技術提案書の特定通知日	令和6年4月26日を予定 ※特定しない場合は、非特定通知書を送付します。
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	非特定の通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内の休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで
2-10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 本書2-6.に示す提出期限と同じ。</p> <p>【提出方法】 本書2-6.に示す提出方法と同じ。</p> <p>【提出書類】 参考見積書（技術提案書様式4）</p>
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本書2-7に示す実施期間と同じ
2-12	訂正参考見積書提出期限	<p>【提出期限】 令和6年4月26日 16時00分</p> <p>【提出方法】 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ。</p> <p>【提出書類】 参考見積書（技術提案書様式4）</p>
2-13	見積書の提出期限	<p>【提出期限】 特定した見積者に別途通知する。 なお、共通入札公告4-5に示す見積合わせに関する事項を確認のうえ提出すること。 また、共通入札公告4-4-1.②に示す内訳明細書についても見積書と併せて提出すること。</p> <p><u>※内訳明細書は、Microsoft Excelにより作成すること</u> <u>(金抜設計書様式のとおり)</u></p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 見積書 (2) 内訳明細書(※Microsoft Excelにより提出すること。なお、内訳明細書の単位表記は、「ℓ」の場合は「L」、「m^2」の場合は「m^2」、「m^3」の場合は「m^3」と記載し、提出すること。) </p>

2-14	見積日時	令和6年5月16日 10時00分
2-15	見積執行場所	本書1-4.に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日から令和6年3月5日16時00分まで</p> <p>【受付場所】 本書1-4.に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面(別紙質問書様式)を電子メール又は書留郵便等により提出(書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。) ※質問書面(別紙質問書様式)を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時までに提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日(休日を除く)に提出したものとする。</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内(休日を除く。)
2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	<p>本書1-11に示す設計業務成果品等を、競争参加希望者に対し貸与する。貸与する場合は、共通入札公告4-6-9に示す設計業務成果品等の貸与に関する事項を十分に確認すること。</p> <p>【貸与期間】 入札公告の日から本書2-3「参加表明書の提出期限」前日までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで</p> <p>【貸与場所】 〒330-0854埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 NEXCO東日本 関東支社 技術部受付</p> <p>【貸与方法】 本書1-4.に示す契約担当部署へ事前電話連絡後、上記に示す貸与場所へお越しいただき、別添1「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を持参・提出し、手交により電子媒体の貸与を受ける。</p> <p>【返却期限】 返却期限・方法については、共通入札公告4-6-9.(5)及び(6)を参照のこと。</p>

競争参加資格要件等一覧表

業務名		上信越自動車道 鮎沢地区落石対策詳細調査																																									
調達手続の概要	競争契約の方法	簡易公募型プロポーザル方式																																									
	落札者の決定方法	一																																									
	見積活用方式の対象	有																																									
	基本契約方式の対象	対象外	設計業務名(その1)	-																																							
	評価値の算出方法	一																																									
	審査時期	事前審査																																									
競争参加要件			①開札時において、下記に示す業種区分の「令和 5・6 年度競争参加資格」を有する者であること。																																								
	業種区分		地質・土質調査																																								
	企業に求める事項	審査基準	審査基準日において、平成20年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																								
			業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>地質</td><td>地質(岩盤)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土質及び基礎</td><td>地盤(土質)調査</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土質及び基礎</td><td>基礎構造</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土質及び基礎</td><td>土構造</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土質及び基礎</td><td>地下構造物</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	地質	地質(岩盤)			土質及び基礎	地盤(土質)調査			土質及び基礎	基礎構造			土質及び基礎	土構造			土質及び基礎	地下構造物															
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																								
地質	地質(岩盤)																																										
土質及び基礎	地盤(土質)調査																																										
土質及び基礎	基礎構造																																										
土質及び基礎	土構造																																										
土質及び基礎	地下構造物																																										
審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																																											
審査基準日において、平成20年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。																																											
業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>地質</td><td>地質(岩盤)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土質及び基礎</td><td>地盤(土質)調査</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土質及び基礎</td><td>基礎構造</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土質及び基礎</td><td>土構造</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土質及び基礎</td><td>地下構造物</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	地質	地質(岩盤)			土質及び基礎	地盤(土質)調査			土質及び基礎	基礎構造			土質及び基礎	土構造			土質及び基礎	地下構造物																		
業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																								
地質	地質(岩盤)																																										
土質及び基礎	地盤(土質)調査																																										
土質及び基礎	基礎構造																																										
土質及び基礎	土構造																																										
土質及び基礎	地下構造物																																										
予定管理技術者に求める事項	技術者資格		<table border="1"> <tr><td>①</td><td>技術士</td><td>総合技術監理部門</td><td>建設-土質及び基礎</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>応用理学-地質</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>建設部門</td><td>土質及び基礎</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>応用理学部門</td><td>地質</td></tr> <tr><td>②</td><td>RCCM</td><td>地質部門</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>土質及び基礎部門</td><td></td></tr> <tr><td>③</td><td>地質調査技士</td><td></td><td></td></tr> </table>	①	技術士	総合技術監理部門	建設-土質及び基礎				応用理学-地質			建設部門	土質及び基礎			応用理学部門	地質	②	RCCM	地質部門				土質及び基礎部門		③	地質調査技士			なお、外国資格を有する技術者(日本国及びWTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る)については、あらかじめ上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。											
①	技術士	総合技術監理部門	建設-土質及び基礎																																								
			応用理学-地質																																								
		建設部門	土質及び基礎																																								
		応用理学部門	地質																																								
②	RCCM	地質部門																																									
		土質及び基礎部門																																									
③	地質調査技士																																										
手持ち業務量が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。 ① 1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額の合計が4 億円以上 ② 1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10 件以上																																											
なお、手持ち業務に複数年度にわたる契約業務(※)がある場合の手持ち金額については、「手持ち業務毎に、履行期間の総月数を分母とし、審査基準日が属する年度に係る履行月数を分子として算出した割合を手持ち業務毎の契約金額に乗じて得た額」の合計額を手持ち業務の金額として評価する。 また、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は2 億円以上、②の件数は5 件以上とする。																																											
			手持ち業務量		※業務の履行期間が審査基準日が属する年度を含む複数年度に及ぶ業務																																						

競争参加要件	予定現場作業責任者に求める事項	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。				
		同種業務	審査基準日において、平成20年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。 業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。				
			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	
			地質	地質(岩盤)			
			土質及び基礎	地盤(土質)調査			
			土質及び基礎	基礎構造			
			土質及び基礎	土構造			
			土質及び基礎	地下構造物			
		技術者資格	① 技術士	総合技術監理部門	建設-土質及び基礎		
					応用理学-地質		
				建設部門	土質及び基礎		
			② RCCM	応用理学部門	地質		
				地質部門			
			③ 地質調査技士	土質及び基礎部門			
				なお、外国資格を有する技術者(日本国及びWTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る)については、あらかじめ上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。			
				業務名) 長野工事事務所 土工改良工事区 施工管理業務			
				受注者名) 大成エンジニアリング(株)			
				業務名)	受注者名)		
		その他					

技術評価項目及び評価基準

参加表明者に提出を求める参加表明書の作成、技術提案書の提出者を選定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

簡易公募型プロポーザル方式_総合評価型			技術評価点(満点)	100点									
評価項目		評価基準											
参加表明者の経験及び能力	実績等	企業の同種業務の実績	次の基準で評価する。 <table border="1"><thead><tr><th>評価基準</th><th>評価</th><th>配点</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイヘトに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省 ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各市区町村</td><td>30点</td><td>30点</td></tr><tr><td>以下の場合に加点しない ②上記に該当しない</td><td>0点</td><td></td></tr></tbody></table>		評価基準	評価	配点	平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイヘトに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省 ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各市区町村	30点	30点	以下の場合に加点しない ②上記に該当しない	0点	
評価基準	評価	配点											
平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイヘトに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省 ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各市区町村	30点	30点											
以下の場合に加点しない ②上記に該当しない	0点												
参加表明者の経験及び能力	実績等	企業の地域での業務実績	次の基準で評価する。 <table border="1"><thead><tr><th>評価基準</th><th>評価</th><th>配点</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成20年4月1日以降に履行対象地域(群馬県内)での公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。</td><td>①実績がある ②上記に該当しない</td><td>5点 0点</td></tr></tbody></table>		評価基準	評価	配点	平成20年4月1日以降に履行対象地域(群馬県内)での公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。	①実績がある ②上記に該当しない	5点 0点			
評価基準	評価	配点											
平成20年4月1日以降に履行対象地域(群馬県内)での公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。	①実績がある ②上記に該当しない	5点 0点											
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰等	企業の同種業務の成績	次の基準で評価する。 <table border="1"><thead><tr><th>評価基準</th><th>評価</th><th>配点</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成20年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する (同種業務実績の業務評定点-70) 評価点=配点×α × $\frac{20}{\alpha}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下の場合、業務評定点を70点とする α:発注組織係数 係数 aの設定は下記のとおり ①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいづれかが発注した同種業務実績 ②国土交通省が発注した同種業務実績 上記に該当しない</td><td>5~0点</td><td>5点</td></tr></tbody></table>		評価基準	評価	配点	平成20年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する (同種業務実績の業務評定点-70) 評価点=配点× α × $\frac{20}{\alpha}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下の場合、業務評定点を70点とする α :発注組織係数 係数 aの設定は下記のとおり ①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいづれかが発注した同種業務実績 ②国土交通省が発注した同種業務実績 上記に該当しない	5~0点	5点			
評価基準	評価	配点											
平成20年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する (同種業務実績の業務評定点-70) 評価点=配点× α × $\frac{20}{\alpha}$ 評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下の場合、業務評定点を70点とする α :発注組織係数 係数 aの設定は下記のとおり ①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいづれかが発注した同種業務実績 ②国土交通省が発注した同種業務実績 上記に該当しない	5~0点	5点											
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰等	企業の同一業種区分における表彰実績	次の基準で評価する。 <table border="1"><thead><tr><th>評価基準</th><th>評価</th><th>配点</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成20年4月1日以降のNEXCO東日本の表彰を受けた業務で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。 ただし、平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいづれかは「環境関連調査」と、「標識設計」「造園設計」のいづれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいづれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいづれかは「補償関連調査」とそれぞれ同一業種区分とする。 なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。</td><td>①NEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績を有する ②NEXCO東日本の事務所長表彰の実績を有する ③上記に該当しない</td><td>5点 2.5点 0点</td></tr></tbody></table>		評価基準	評価	配点	平成20年4月1日以降のNEXCO東日本の表彰を受けた業務で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。 ただし、平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいづれかは「環境関連調査」と、「標識設計」「造園設計」のいづれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいづれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいづれかは「補償関連調査」とそれぞれ同一業種区分とする。 なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。	①NEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績を有する ②NEXCO東日本の事務所長表彰の実績を有する ③上記に該当しない	5点 2.5点 0点			
評価基準	評価	配点											
平成20年4月1日以降のNEXCO東日本の表彰を受けた業務で、かつ、競争参加資格における業種区分が本業務と同一である場合に評価する。 ただし、平成28年度以前に表彰を受けた業務のうち「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいづれかは「環境関連調査」と、「標識設計」「造園設計」のいづれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいづれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいづれかは「補償関連調査」とそれぞれ同一業種区分とする。 なお、複数表彰実績がある場合の評価は、合算評価せず、提出された表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。	①NEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績を有する ②NEXCO東日本の事務所長表彰の実績を有する ③上記に該当しない	5点 2.5点 0点											
参加表明者の経験及び能力	事故及び不誠実な行為		次の基準で評価する。 <table border="1"><thead><tr><th>評価基準</th><th>評価</th><th>配点</th></tr></thead><tbody><tr><td>審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。</td><td>①文書警告 ②口頭注意</td><td>-5点 -2点</td></tr></tbody></table> <p>◇留意事項 ①記載は不要である。</p>		評価基準	評価	配点	審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。	①文書警告 ②口頭注意	-5点 -2点			
評価基準	評価	配点											
審査基準日から過去1年以内に当該業種に係る文書警告又は口頭注意を受けた場合、評価を減ずる。	①文書警告 ②口頭注意	-5点 -2点											
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。 <table border="1"><thead><tr><th>評価基準</th><th>評価</th><th>配点</th></tr></thead><tbody><tr><td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①に該当する ②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の②、③に該当する ③上記に該当しない</td><td>20点 10点 資格無し</td><td>20点</td></tr></tbody></table>		評価基準	評価	配点	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①に該当する ②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の②、③に該当する ③上記に該当しない	20点 10点 資格無し	20点			
評価基準	評価	配点											
①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①に該当する ②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の②、③に該当する ③上記に該当しない	20点 10点 資格無し	20点											

配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～トに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省 ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各市区町村</td> <td>20点</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以下の場合は加点しない ②上記に該当しない</td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～トに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省 ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各市区町村		20点	20点	以下の場合は加点しない ②上記に該当しない		0点																		
評価基準		評価	配点																													
平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイ～トに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 ニ 国土交通省 ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各市区町村		20点	20点																													
以下の場合は加点しない ②上記に該当しない		0点																														
配置予定管理技術者の経験及び能力	実績等	配置予定管理技術者の地域での業務実績	次の基準で評価する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平成20年4月1日以降に履行対象地域(群馬県内)での公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。</td> <td>①実績がある ②上記に該当しない</td> <td>5点 0点</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	平成20年4月1日以降に履行対象地域(群馬県内)での公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。		①実績がある ②上記に該当しない	5点 0点																					
評価基準		評価	配点																													
平成20年4月1日以降に履行対象地域(群馬県内)での公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。		①実績がある ②上記に該当しない	5点 0点																													
配置予定管理技術者の経験及び能力	成績等	配置予定管理技術者の同種業務の成績	次の基準で評価する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平成20年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する 評価点=配点×α × $\frac{1}{20}$ (同種業務実績の業務評定点-70)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が390点以上のは、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下のは、業務評定点を70点とする α：参考組織係数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">係数αの設定は下記のとおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいづれかが発注した同種業務実績</td> <td>$\alpha = 1.0$</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">②国土交通省が発注した同種業務実績</td> <td>$\alpha = 0.5$</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記に該当しない</td> <td>0点</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	平成20年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する 評価点=配点× α × $\frac{1}{20}$ (同種業務実績の業務評定点-70)				評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が390点以上のは、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下のは、業務評定点を70点とする α ：参考組織係数				係数 α の設定は下記のとおり				①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいづれかが発注した同種業務実績		$\alpha = 1.0$		②国土交通省が発注した同種業務実績		$\alpha = 0.5$		上記に該当しない		0点		10～0点 10点
評価基準		評価	配点																													
平成20年4月1日以降に受渡しが完了した同種業務実績に対し以下のとおり評価する 評価点=配点× α × $\frac{1}{20}$ (同種業務実績の業務評定点-70)																																
評価点は小数第2位以下を切り捨て小数第1位止めとする 業務評定点が390点以上のは、業務評定点を90点とする 業務評定点が70点以下のは、業務評定点を70点とする α ：参考組織係数																																
係数 α の設定は下記のとおり																																
①NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のいづれかが発注した同種業務実績		$\alpha = 1.0$																														
②国土交通省が発注した同種業務実績		$\alpha = 0.5$																														
上記に該当しない		0点																														
配置予定管理技術者の経験及び能力		配置予定管理技術者の手持ち業務金額及び件数	次の基準で評価する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について。 ①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上 のいづれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。</td> <td>いづれも該当しない いづれかに該当する</td> <td>適 不適</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について。 ①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上 のいづれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。		いづれも該当しない いづれかに該当する	適 不適	一																				
評価基準		評価	配点																													
管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について。 ①契約金額の合計が4億円以上、②契約件数の合計が10件以上 のいづれかに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の金額を2億円以上、上記②の件数を5件以上とする。		いづれも該当しない いづれかに該当する	適 不適																													
業務実施体制		業務実施体制の妥当性	次の基準で評価する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">以下のいづれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分〔(施設工事)調査等共通仕様書1-19-1〕若しくは秘密の保持〔調査等共通仕様書1-49-12または施設工事調査等共通仕様書1-47-12〕に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。</td> <td>いづれも該当しない いづれかに該当する</td> <td>適 不適</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価	配点	以下のいづれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分〔(施設工事)調査等共通仕様書1-19-1〕若しくは秘密の保持〔調査等共通仕様書1-49-12または施設工事調査等共通仕様書1-47-12〕に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。		いづれも該当しない いづれかに該当する	適 不適	一																				
評価基準		評価	配点																													
以下のいづれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分〔(施設工事)調査等共通仕様書1-19-1〕若しくは秘密の保持〔調査等共通仕様書1-49-12または施設工事調査等共通仕様書1-47-12〕に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。		いづれも該当しない いづれかに該当する	適 不適																													
技術提案書の提出者を選定する方法			技術提案書の選定方法は次のとおりとする。 ①『競争参加資格要件等一覧表』に示す競争参加資格のすべてを満足し、かつ、参加表明書の評価において不適とされなかった提出者の中から、参加表明者の評価点の高い者より技術提案書の提出者の選定を行う。 ②技術提案書の提出者として選定する数は下記のとおりとする。ただし、同評価又は同等程度評価の提出者が下記の数を超えて存在する場合、又は参加表明書の提出者が下記の数に満たない場合にはこの限りではない。 3　　者 ③入札手続き中の事態等により選定者が2者以下になった場合には、追加選定を行うことがある。なお、追加選定にあたり参加表明書の再提出は求めず、また、技術提案書の提出期限日は変更しない。																													

技術提案書の選定者に提出を求める技術提案書の作成、技術提案書を特定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

簡易公募型プロポーザル方式_総合評価型			技術評価点(満点)	100点											
評価項目			評価基準												
参加表明者の経験及び能力	実績等	企業の地域での業務実績	次の基準で評価する。 評価基準												
			<table border="1"> <tr> <td>平成20年4月1日以降に履行対象地域(群馬県内)での公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。</td> <td>①実績がある</td> <td>5点</td> <td rowspan="2">5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②上記に該当しない</td> <td>0点</td> </tr> </table>			平成20年4月1日以降に履行対象地域(群馬県内)での公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。	①実績がある	5点	5点		②上記に該当しない	0点			
平成20年4月1日以降に履行対象地域(群馬県内)での公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。	①実績がある	5点	5点												
	②上記に該当しない	0点													
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。 評価基準												
			<table border="1"> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①に該当する</td> <td>10点</td> <td rowspan="3">10点</td> </tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の②、③に該当する</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>資格無し</td> </tr> </table>			技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①に該当する	10点	10点	外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の②、③に該当する	5点		③上記に該当しない	資格無し
技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の①に該当する	10点	10点												
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」の②、③に該当する	5点													
	③上記に該当しない	資格無し													
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。 評価基準												
			<table border="1"> <tr> <td>平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイエトに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 二 国土交通省 ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各市区町村</td> <td>10点</td> <td rowspan="2">10点</td> </tr> <tr> <td>以下の場合に加点しない ②上記に該当しない</td> <td>0点</td> </tr> </table>			平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイエトに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 二 国土交通省 ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各市区町村	10点	10点	以下の場合に加点しない ②上記に該当しない	0点					
平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイエトに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 二 国土交通省 ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各市区町村	10点	10点													
以下の場合に加点しない ②上記に該当しない	0点														
配置予定管理技術者の経験及び能力	実績等	配置予定管理技術者の地域での業務実績	次の基準で評価する。 評価基準												
			<table border="1"> <tr> <td>平成20年4月1日以降に履行対象地域(群馬県内)での公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。</td> <td>①実績がある</td> <td>5点</td> <td rowspan="2">5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>②上記に該当しない</td> <td>0点</td> </tr> </table>			平成20年4月1日以降に履行対象地域(群馬県内)での公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。	①実績がある	5点	5点		②上記に該当しない	0点			
平成20年4月1日以降に履行対象地域(群馬県内)での公的機関等に受渡しが完了した同種業務の実績について評価する。	①実績がある	5点	5点												
	②上記に該当しない	0点													
配置予定現場作業責任者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定現場作業責任者の技術者資格	次の基準で評価する。 評価基準												
			<table border="1"> <tr> <td>技術部門・科目・種類に応じ評価する。</td> <td>①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定現場作業責任者に求める事項_技術者資格」の①に該当する</td> <td>5点</td> <td rowspan="3">5点</td> </tr> <tr> <td>外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</td> <td>②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定現場作業責任者に求める事項_技術者資格」の②、③に該当する</td> <td>2.5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③上記に該当しない</td> <td>資格無し</td> </tr> </table>			技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定現場作業責任者に求める事項_技術者資格」の①に該当する	5点	5点	外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定現場作業責任者に求める事項_技術者資格」の②、③に該当する	2.5点		③上記に該当しない	資格無し
技術部門・科目・種類に応じ評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定現場作業責任者に求める事項_技術者資格」の①に該当する	5点	5点												
外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定現場作業責任者に求める事項_技術者資格」の②、③に該当する	2.5点													
	③上記に該当しない	資格無し													
配置予定現場作業責任者の経験及び能力	資格・実績等	配置予定現場作業責任者の同種業務の実績	次の基準で評価する。 評価基準												
			<table border="1"> <tr> <td>平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイエトに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 二 国土交通省 ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各市区町村</td> <td>5点</td> <td rowspan="2">5点</td> </tr> <tr> <td>以下の場合に加点しない ②上記に該当しない</td> <td>0点</td> </tr> </table>			平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイエトに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 二 国土交通省 ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各市区町村	5点	5点	以下の場合に加点しない ②上記に該当しない	0点					
平成20年4月1日以降に発注機関に受渡しが完了した同種業務の実績に対し評価する。 ①同種業務の実績が次のイエトに示す機関発注の業務 イ NEXCO東日本 ロ NEXCO中日本 ハ NEXCO西日本 二 国土交通省 ホ 首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社 ヘ 各都道府県 ト 各市区町村	5点	5点													
以下の場合に加点しない ②上記に該当しない	0点														
業務への取り組み姿勢			次の基準で評価する。 評価基準												
			<table border="1"> <tr> <td>業務理解度</td> <td>業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>実施手順</td> <td>業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。</td> <td>10点</td> </tr> </table>			業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5点	実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10点	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10点	
業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	5点													
実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10点													
その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10点													
評価方法は次の通りとする。 ①「業務への取り組み姿勢」に記載された内容と、その内容に対するヒアリングを行い、総合的に評価を行う。 ②次の審査基準により、評価者(3名)が評価項目毎に各社を相対的に評価する。 【配点が5点の場合】 5点(相対的に非常に優れている) 4点(相対的に優れている) 3点(普通) 0点(妥当でない) ③各評価者の評価の平均点が評価点となる。															

	<p>次の基準で評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>的確性</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 地形、環境、地域特性などの与条件との整合が高い場合に優位に評価する。 必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。 業務の事業に対する重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 </td><td>15点</td></tr> <tr> <td>実現性</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。 利用しようとする技術基準類が適切な場合に優位に評価する。 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。 業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。 </td><td>10点</td></tr> <tr> <td>独創性</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。 周辺分野、異分野技術を援用した、高度な検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。 ただし、汎用的な検討・解析手法のみで提案に工夫が見られない場合は評価しない。 </td><td>10点</td></tr> <tr> <td>特定テーマ</td><td colspan="2">安山岩および凝灰角礫岩を主とする地質の落石評価を踏まえた調査の留意点</td></tr> </tbody> </table>	評価基準		配点	的確性	<ul style="list-style-type: none"> 地形、環境、地域特性などの与条件との整合が高い場合に優位に評価する。 必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。 業務の事業に対する重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 	15点	実現性	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。 利用しようとする技術基準類が適切な場合に優位に評価する。 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。 業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。 	10点	独創性	<ul style="list-style-type: none"> 工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。 周辺分野、異分野技術を援用した、高度な検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。 ただし、汎用的な検討・解析手法のみで提案に工夫が見られない場合は評価しない。 	10点	特定テーマ	安山岩および凝灰角礫岩を主とする地質の落石評価を踏まえた調査の留意点		
評価基準		配点															
的確性	<ul style="list-style-type: none"> 地形、環境、地域特性などの与条件との整合が高い場合に優位に評価する。 必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。 業務の事業に対する重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。 	15点															
実現性	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 提案内容を裏付ける類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。 利用しようとする技術基準類が適切な場合に優位に評価する。 提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。 業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。 	10点															
独創性	<ul style="list-style-type: none"> 工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。 周辺分野、異分野技術を援用した、高度な検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。 ただし、汎用的な検討・解析手法のみで提案に工夫が見られない場合は評価しない。 	10点															
特定テーマ	安山岩および凝灰角礫岩を主とする地質の落石評価を踏まえた調査の留意点																
特定テーマに対する技術提案	<p>評価方法は次の通りとする。</p> <p>①「特定テーマに対する技術提案」に記載された内容と、その内容に対するヒアリングを行い、総合的に評価を行う。</p> <p>②次の審査基準により、評価者(3名)が評価項目毎に各社を相対的に評価する。</p> <p>【配点が10点の場合】</p> <p>10点(相対的に非常に優れている) 8点(相対的に優れている) 6点(普通) 0点(妥当でない)</p> <p>③各評価者の評価の平均点が評価点となる。</p>																
参考業務規模	<p>次の基準で評価する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参考業務規模(税込)</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 代替案を含めて参考業務規模と大きく乖離した見積である場合は特定しない。 提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。 </td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>参考業務規模(税込)</td> <td colspan="2">55百万円</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		配点	参考業務規模(税込)	<ul style="list-style-type: none"> 代替案を含めて参考業務規模と大きく乖離した見積である場合は特定しない。 提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。 		-	参考業務規模(税込)	55百万円							
評価基準		配点															
参考業務規模(税込)	<ul style="list-style-type: none"> 代替案を含めて参考業務規模と大きく乖離した見積である場合は特定しない。 提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。 		-														
参考業務規模(税込)	55百万円																
技術提案書に関するヒヤリング	<p>(1)ヒヤリングでは、技術提案書に記載された次の事項について質疑応答を行う。</p> <p>イ. 配置予定管理技術者の業務経験について ロ. 業務の取組姿勢及び特定テーマに対する技術提案について ハ. 総額について</p> <p>二. 参考見積書の内容について</p> <p>(2)ヒヤリング時の追加資料は受理しない。 (3)ヒヤリングは質疑応答を含め60分程度とする。</p>																